(趣旨)

第1条 この要綱は、ジュニアスポーツ指導者の養成及び資質の向上並びにジュニア層のスポーツ 環境の向上を図るため、ジュニアスポーツの指導上必要な資格取得に対し、市が予算の範囲内で 補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則(平成17年糸魚川市規則第50号)に定 めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 部活動指導員 糸魚川市中学校部活動指導員配置事業実施要領により糸魚川市立中学校に配置された者をいう。
 - (2) ジュニアスポーツ育成団体 市内に住所を有する小中学生又は市内小中学校に通学している者のスポーツ活動を支援する団体をいう。
 - (3) 中央競技団体 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに 該当する者のうち、糸魚川市スポーツ協会加盟団体又は市内のジュニアスポーツ育成団体の推薦 を受けたものであって市税等を滞納していないものとする。
 - (1) 次に掲げる項目の全てに該当する者 ア 市内のジュニアスポーツ育成団体の指導者又は指導予定の者
 - イ 職業スポーツ従事者でない者
 - (2) 部活動指導員
 - (3) 市内小中学校に勤務する教員

(補助対象となる経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる資格の 取得に要する経費のうち、受講料、受験料及び登録料とする。
 - (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格のうち、スタートコーチ、コーチ I 、 ジュニアスポーツ指導員及びコーチングアシスタント
 - (2) その他中央競技団体が実施する公認資格のうち、スタートコーチ及びコーチ I と同等のもの
 - (3) 前2号の資格に準ずる資格でジュニアスポーツの指導に必要と認められるもの
- 2 前項の資格の取得に要する経費で、資格の更新に要するものは補助の対象としない。 (補助金の額及び補助の回数)
- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、同一資格に対する補助金の額は4万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 同一資格に対する補助の回数は、一人につき1回限りとする。
- 3 国、県その他の団体から資格取得に係る助成金を受けている場合は、補助対象 経費から当該助成額を除くものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、資格を取得した日(以下この項において「資格取得日」という。)から起算して90日を経過する日又は資格取

得日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、糸魚川市ジュニアスポーツ資格取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資格の取得を証明する書類等の写し
- (2) 補助対象経費に係る受領書等の写し
- (3) 推薦書(様式第2号)
- (4) 国、県その他の団体から資格取得に係る助成金を受けている場合は、その金額が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付又は不交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査 し、補助金の交付又は不交付を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 この要綱による補助金を不正に取得したと市長が認めた者は、補助金の全部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に取得した資格に係る交付申請書兼実績報告書の提出については、第6 条の規定にかかわらず、同日から起算して90日を経過する日又は令和6年3月31日のいずれか早 い日までに行うものとする。